

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査



投票日 **10月22日(日)** 投票時間 **午前7時~午後8時**

問 市役所代表 ☎722・3111 町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX 724・1195

衆議院議員選挙の概要

今回の衆議院議員選挙は小選挙区選出議員289人、比例代表選出議員176人を選出します。

【選挙期日の公示】 10月10日(火)

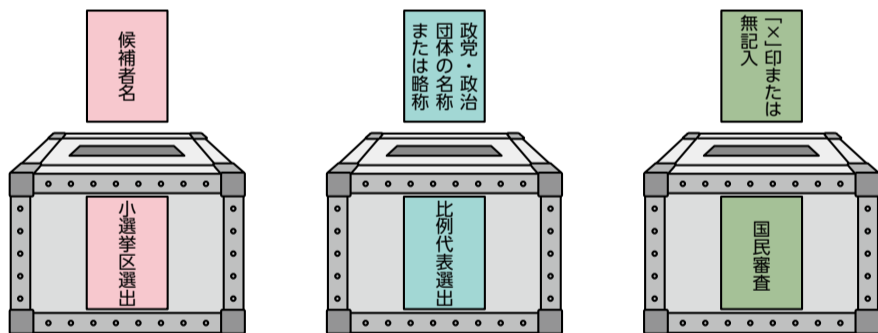
【選挙すべき人数等】 小選挙区選出議員 1人(東京都第23区〔町田市・多摩市の一部〕)
比例代表選出議員 17人(東京都ブロック)

【選挙人名簿の登録者数】 9月1日現在

男17万3541人 女18万3147人 計35万6688人

投票は3種類です

- ① 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
ピンク色の投票用紙に候補者名を記載して投票します。
- ② 衆議院(比例代表選出)議員選挙
あさぎ色の投票用紙に政党・政治団体の名称または略称を記載して投票します。
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
うぐいす色の投票用紙に辞めさせた方がよいと思う裁判官については「×」印を記載して投票します。



投票用紙への記載は、必ず交付を受けた本人が行い、ご自身で投票しましょう。本人以外による記載はできません。
※代理投票を除きます。

「投票所入場券」を順次お送りします

10月12日(木)から、「投票所入場券」を世帯ごとに封書で順次郵送しています。

投票所においでの際は、氏名と投票所を確認のうえ、ご自身の投票所入場券をお持ち下さい。紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。

町田市で投票できる方

原則として、次のすべてを満たす方が、町田市で投票できます。

- ①平成11年10月23日までに生まれていること
 - ②町田市の選挙人名簿に登録されていること
- ※町田市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から平成29年10月9日現在までに3か月以上引き続き住民登録がある日本国民。

住所を変更した方、変更する予定の方

新しい住所地あるいは住所変更の届出をした時期によって、町田市で投票できない場合や、投票できる場所が異なる場合があります。詳しくは下表をご覧ください。

住所を移した方

他市から町田市に転入	平成29年7月9日までに町田市に転入の届出をして引き続き町田市に住んでいる方	町田市で投票できる
	平成29年7月10日以降に町田市に転入の届出をして引き続き町田市に住んでいる方	町田市で投票できない※
町田市内転居	平成29年9月29日までに町田市内で転居の届出をした方	新住所で投票
	平成29年9月30日以降に町田市内で転居の届出をした方	旧住所で投票

※旧住所の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所で当日投票・期日前投票・不在者投票のいずれかの方法により投票できます。

選挙公報を全戸配布します

候補者の政見等を掲載した選挙公報を、10月20日(金)までに新聞とは別に新聞販売店がすべての世帯に配布します。10月21日(土)になっても届かない場合は、最寄りの新聞販売店(下記参照)にご連絡下さい。

選挙公報未着の場合の問い合わせ先

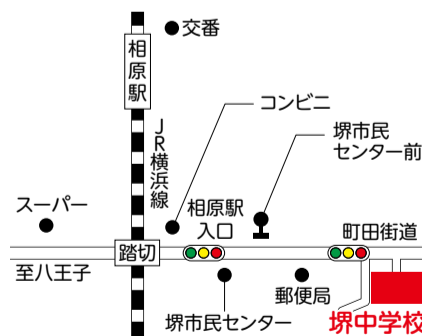
YC鶴川	☎735・2038	ASA鶴川南部	☎735・5163
YC藤の台	☎736・1500	ASA桜美林学園	☎791・0520
YC町田北部	☎793・2184	ASA町田東部	☎723・3494
YC町田西部	☎722・3744	ASA玉川学園	☎725・8567
YC町田木曾	☎722・3877	YC南町田	☎795・2845

※選挙公報は、期日前投票所、市庁舎、各市民センター、市内各郵便局、市内各駅等に備置します。
※東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。

投票所の変更

第57投票区投票所の「堺市民センター」が整備更新工事のため、「堺中学校」へ変更となります。
住所:相原町752番地(下地図参照)

第60投票区投票所が、「成瀬が丘ふれあい会館」から「小川高等学校」へ変更となります。
住所:小川2丁目1002番地1(下地図参照)



国民審査の期日前投票開始日が変わりました

公職選挙法の改正に伴い、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票開始日は、これまで投票日の7日前からでしたが、今回から公示日の翌日から変更となりました。